

シンボルロード整備基本計画（案）に関する パブリック・コメント結果

平成29年6月

朝霞市

パブリックコメント結果概要

1. 目的	<p>平成22年3月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）を策定したが、平成23年12月に国家公務員宿舎建設中止の決定を受け、平成27年12月に朝霞市基地跡地利用計画を改定し、現在、整備基本計画の見直しを進めている。</p> <p>このたび朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会において、先行してシンボルロード整備基本計画（案）がまとまったことから、ご意見を皆様から募集する。</p>
2. 募集期間	平成29年3月27日（月）～平成29年4月27日（木） 32日間 （必着とし、郵送の場合のみ当日消印有効）
3. 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none">・市内に在住・在勤・在学の方・市内に事務所・事業所を有する方・シンボルロード整備基本計画（案）について利害関係を有する方
4. 公表した資料	シンボルロード整備基本計画（案）
5. 提出者数及び意見件数	14名（郵送1通、FAX4通、メール8通、持参1通）、99件

シンボルロード整備基本計画(案)に関するパブリック・コメントの結果

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
1	全般	—	基地跡地の森は朝霞の顔として、むさしのフロントとして一番の売りになると思われます。どのような道になるのか楽しみです。	いただいたご意見を踏まえ、シンボルロード整備基本計画の実現に向け、市民の皆様の協力をいただきながら、着実に事業を進めてまいります。	無
2		—	基地跡地利用計画の検討、朝霞の森の整備・運営、そしてシンボルロード整備の検討において、朝霞市が市民と協働して進めていることに感謝します。私はシンボルロードの整備に対し、基本的に賛成します。		無
3		—	ようやく具体的になりました。30mが60mに拡張されたことは思いがけない喜びでした。そして東園路の開放、2030年には正面園路までもが。ありがとうございます。		無
4		—	今回の「シンボルロード整備基本計画(案)」は、よく考えられた内容だと思います。特に、30mの道路だけでなく、東園路までを無償貸与として計画に取り入れた事は、高く評価いたします。今後は、書かれた内容をどう実行に移していくかということに、注目していきたいと思います。		無
5		—	都市建設部におかれましては、市民の多方面の方々とはアヒアヒングをして下さったり、跡地見学会の後に市民の意見を聞いて下さったり、市役所で(案)をより進め、市民の意見を取り入れて下さった形で提出下さり、市民の理解が広がることを大切に下さっているのがわかり信頼できました。 (案)の中には平成23年3月からの取組も報告され、それが建設部全職員の中に理解されていると期待できました。市行政全職員にも理解されていれば心強いです。 「全体の整備方針」(P3上段)を基本的に賛成します。	ご意見を踏まえ、今後も市民の皆様のご意見を様々な機会を通じて伺い、市民協働で基地跡地公園・シンボルロードの計画、整備、管理運営を進めてまいります。	無
6		—	市担当者が市民の意見を聞いてそれを活かしてくださったり、国などへの折衝等のご努力に対し感謝いたします。今後もこれ等に関し市民の声を反映させていただくことをお願いします。		無
7		—	整備案策定にあたり、さまざまな機会を通じ多くの市民、関係機関、小中学校児童、生徒などから整備・利活用に対する意見、提言を把握し反映させているのは評価できる。今後も利用者の声を反映した整備を図ること。		無
8		—	ケヤキ並木を遡るたびに感じるウキウキ感は、背景にある基地跡地の森が大きな役割を果たしていると思う。市の中心地であってこれほどの森が形成されている所は他市にあまり例を見ない。基地跡地の森は朝霞市民のまさに宝だと思う。 整備案ができるまでに市民団体や学校、関係機関などに意見を聞き、計画案に反映させている担当課職員の皆さんの姿勢に敬意を表します。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
9	全般	—	先日の説明会で、この整備計画は、2020年のオリンピックを目標という説明がありましたが、オリンピックのためだけではない！という観点も忘れないでほしいと思います。オリンピックのためと言い始めると、何かを造ることに重点が置かれて、予算の許すかぎり、あれも造る、これも造るという発想になります。50年、100年先を視野に入れると、「何を造るか」より、「何を残すか」という観点の方がより現実的です。できるだけ多くのものを「残す」という発想をしていただくことをお願い申し上げます。	整備基本計画の検討にあたり、2020年東京オリンピック・パラリンピックだけにとらわれず、今後、市民の皆様がシンボルロードをどう使いたいのか、そのためにどのような空間が必要かという観点で検討を進めてまいりました。第1期整備では、2020年東京オリンピック・パラリンピックのアクセスルートの一つとして機能させるために整備すべき区域として、歩道・自転車通行帯と土壌汚染区域を除くAゾーン及びBゾーンを整備します。また、第2期及び第3期の供用時期、整備内容については、平成29年度に見直しを進める公園部分の整備基本計画における公園整備の優先順位の検討内容に応じて再度調整を図ります。	無
10		—	シンボルロードを、朝霞の基地跡地としての歴史を色濃く残す観光地として整備してほしい。英語で書かれたレトロな看板や朝霞駐屯地の「振武臺記念館」のような建築など、朝霞にしかない魅力を視覚化できる場所にしてほしい。福生や入間のように歴史を町の遺産として前向きに捉え、後世へ伝えるべきである。歴史学習や平和学習ができる場になれば、近隣地域の社会科見学や遠足、修学旅行の目的地にもなり得る。	平成22年3月に策定した「基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」において、基地跡地の歴史の保存・活用の考え方として、基地の歴史を伝える場所をつくる、基地跡地の歴史を感じさせる特徴的なデザインを活かした施設とすることなどのアイデアが示されています。いただいたご意見は、その趣旨に沿うものであり、平成29年度に行う公園整備基本計画の検討に生かしてまいります。	無
11		—	被服廠時代、米軍基地時代の施設、標識、遺構等を極力残すようにしていただきたいと思えます。米軍基地だったという特色を残し、それを生かした物が出来るといいと思えます。		無
12		—	人間にとって、有用・無用にこだわらず、地球上の生き物を大切にしようという生物多様性条約の精神は、大切だと考えています。今回のシンボルロードの計画は「みどりの拠点」というキャッチフレーズもあるようですので、この世界的な流れにも沿っていることを、頭においていただけると、計画全体に深みが出るのではないかと考えています。道路や公園としての「機能」だけでなく、生き物を大切にしようという「環境」にも目を向けるきっかけにして下さい。朝霞の基地跡地は全体として、朝霞の宝物だと認識しています。都市の人間が「自然」とどうしたら「うまくお付き合いができるか」という実験台にもなっているような気がしています。	ご意見を踏まえ、P3 2.1の「(1)全体の整備方針」の6行目以降を、「既存の樹木は、周辺からの見通しを確保するなどの防犯面に配慮した対応を行いつつ、樹木の生育状況、生育環境及び生態系への影響に配慮しつつ必要な伐採は行った上で、できる限り保全していくことを前提とします。」に修正します。	有
13	2.1 当面の目標とするプラン (1)全体の整備方針	3	施設をつくりたいという市民の要望はあると思うが、まずは今ある樹木、自然を大切にしたい散策路を整備し、その上で何を造るか検討してほしい。	P3 2.1の「(1)全体の整備方針」に記載したとおり、現在の公園通りに沿って歩道、自転車通行帯を確保するとともに、既存の樹木については、防犯面に配慮した対応を行いつつ、樹木の生育状況及び生育環境を踏まえ、必要な伐採は行った上で、できる限り保全していくことを前提としており、今ある樹木を大切に整備を進めてまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
14	2.1 当面の目標とするプラン (1)全体の整備方針	3	<p>子供達に木登りをさせたい木、木の上に基地を作っても良い木（子どもは大好きな場）、残して大切に育てたい木に印をつける。残したい木によっては根元の半径数メートルは、根元を踏ませなくする必要もある。</p> <p>常緑樹が少ないように感じた。場所によっては、植栽も考えられる。</p> <p>大木でも枯れる時期の木は地上から2m位で切って、中を空洞にして、寄付してもらった図書館にする。</p>	<p>P3 2.1の「(1)全体の整備方針」に記載したとおり、シンボルロードの整備に当たっては、安全上問題のある樹木については伐採等の必要な対応を行ったうえで、今ある樹木をできる限り活かして整備を進めることを考えております。</p> <p>平成29年度に行う整備工事設計業務において、具体的に残す樹木、伐採する樹木などの選定を専門家の意見を伺いながら進めていきます。また、新たな樹木の植栽や枯れる時期の樹木の活用については、市民の皆様と使いながら、その必要性を含めて検討していきたいと考えています。</p>	無
15		3	<p>経費のかからないよう希望します。そして今ある木々を活かしていくことを基本に据えて行なってほしいです。とにかく、人の手を入れず自然の樹木のままだと良い、と切に思います。</p>	<p>整備費については、設計段階で精査をさらに進め、コスト削減に努めてまいります。</p> <p>既存の樹木については、P3 2.1の「(1)全体の整備方針」に記載したとおり、防犯面に配慮した対応を行いつつ、樹木の生育状況及び生育環境を踏まえ、必要な伐採は行った上で、できる限り保全していくことを前提としており、今ある樹木を大切にしながら整備を進めてまいります。</p>	無
16		3	<p>平成28年10月に開催された意見交換会の講演で、「仕掛けが可能なスペースを造る」という提案がありましたが、あまり凝らないことを願っています。見掛けにこだわらないで、地味な、実質的なスペースを確保することをお願いします。</p>	<p>シンボルロード整備基本計画では、広場や「使いながら考える場」のように、市民が集える開けた空間を設けていくことがシンボルロードを活用する仕掛けになると考えています。その上で、市民の皆様と使いながら、具体的な用途を考え、整備していきたいと考えます。</p>	無
17		3	<p>整備地に既にあるコンクリート面は剥がし新しくは敷かない。車いすの方には当面自然の道が出来るまでの説明をして、ご協力を請うということでは如何ですか。</p>	<p>既存のコンクリート舗装面については、劣化が進んでいる場所もあることから、現地の状態をよく確認しながら、安全面に配慮し、撤去または活用を考えてまいります。</p> <p>また、車いすの方もシンボルロードを楽しんでいただけるよう、歩道部分については、国が定める「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等、バリアフリーに関する各種の基準、ガイドラインに沿って整備を進めてまいります。</p>	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
18	2.1 当面の目標とするプラン (1)全体の整備方針	3	東園路を南口広場まで第一期工事に整備して下されれば新たに3～4mの歩道を作る必要はなくなります。そのかわり、散策路として、不必要な木だけを伐採して開放すれば自然に歩道が作られていくのではないのでしょうか。アスファルト道路で浮いた予算で土壤汚染除去ができます。また、そこだけフェンスで囲うのも気分的に嫌なものです。	シンボルロード区域（公園通りから西側30mの範囲）は道路法に基づく道路の区域となることから、P3 2.1の「(1)全体の整備方針に記載したとおり、道路本来の機能である交通機能の充実を図る観点から、現在の公園通りに歩道部分を拡幅して自転車通行帯を確保する必要があると考えており、東園路の整備時期に関係するものではありません。 また、Cゾーンに土壤汚染区域があることや東京都水道局による立坑工事の完了が2020年以降になることから、歩道の代わりとして東園路を南口広場まで第1期整備の中で開放することは難しいと考えています。	無
19		3	本計画（案）はシンボルロードに関するものですが、基地跡地計画についての記載がないため、基地跡地の整備について、①国から土地の譲渡・購入・借用すること等は決まっているまたは見通しが立っているのか、②①の時期は決まっているのか（シンボルロード整備時期との関係性）、③基地跡地計画はこのプランで決まっているのかを教えてください。	①については、道路法に基づく道路として整備する区域は、国から市に無償で譲渡される見込みです。公園として整備する区域については、「国有財産特別措置法及び返還財産の取扱方針」により、3分の2が無償貸付、3分の1は市が購入することになります。なお、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の区域については、現在、国から無償の管理委託を受けています。 ②については、シンボルロード用地は、道路法の道路として供用後に譲渡される予定ではありますが、公園用地の購入、貸与の時期は未定であり、整備基本計画をもとに国と協議を進めます。 ③については、公園部分の整備基本計画は、平成29年度に見直し検討を行います。	無
20		3	p.3のプランでは、シンボルロードの区域を「道路法に基づく道路として用地を確保」することとしています。幅員3～4m程度の歩道を除くと交通機能ではなく広場・公園機能を有しています。公園としてではなく道路として整備する必要性・メリット・デメリットを教えてください。	道路法に基づく道路として整備する区域は、国から用地の無償で譲渡をされる見込みです。しかし、道路であるため、道路法等に基づき、常設の建物を建てることできないなど、施設整備に一定の制限が生じます。	無
21		3	道路として整備する場合、道路法第95条の2では埼玉県公安委員会の意見を聴かなければならないとされています。①市道拡幅であれば朝霞警察署の見解のとおりで問題ないか、②または埼玉県公安委員会を念頭においた事前相談・協議を実施したのか、その見解はどうであったかを教えてください。	シンボルロード整備については、歩道の拡幅ではありますが、道路法第95条の2第1項に定める禁止や制限などの事項に該当しないため、埼玉県公安委員会の意見は、聴いておりません。	無
22		3	「道路法に基づく道路」として国から市へ権原を移すにあたり、どの程度の費用がかかるのか。減免措置・整備補助を受けられるのか（整備費用ではなく、土地に関する費用）を教えてください。	道路法に基づく道路に該当する部分は、道路法の道路として供用後に無償で市に譲渡をされる見込みです。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無	
23	(2)各ゾーン 共通の 整備方針	4	歩行者用道路は、車いすや乳母車などが動きやすいように、段差のない道路に。	歩道部分については、国が定める「道路の移動円滑化整備ガイドライン」等、バリアフリーに関する各種の基準、ガイドラインに沿って整備を進め、車いすや乳母車の方々も通行しやすい歩道にしていきたいと思います。	無	
24		4	新に整備する歩道がアスファルトになっていますが、これは、土にするかチップにするか砂利にするか、ともかく、舗装以外の歩きやすい歩道にしてください。	歩道、園路、広場の舗装については、設計段階でそれぞれの空間に求められる機能や利用方法、車いすやベビーカーの方への配慮、雨水浸透、整備・維持管理のコストなどを考慮して、アスファルト舗装、砂利舗装、土系舗装等、様々な選択肢の中から適切な方法を検討してまいります。	無	
25		4	広場は、車両の乗り入れに配慮した舗装をしますが、原則、砂利その他のコンクリートやアスファルト以外の整備でいいと考えています。最近、クルマが通ってもガタガタにならない、しっかりした方式もあると思われるので、ご検討下さい。		無	
26		4	「舗装」については、木に優しくすることだけでなく、全体としてコンクリートの使用を必要最小限にすることを願います。これは、「生き物の多様性保全」と、「都市の内水氾濫の軽減」に極めて大切な考え方だと思っています。車椅子やベビーカーへの配慮は必要ですが、歩道や広場は基本的に「土」や「チップ」が適当と思っています。最近のことですので、「土」や「チップ」の他にもコンクリートに代わる適当な材料があるのではないかと考えています。		無	
27		4	基地跡地の中に残っているアスファルト舗装の道路を活かすことは、経費削減の観点からも前向きだと思います。下刈りは是非実行して下さい。		基地時代のコンクリート、アスファルトの舗装面については、現地で劣化状況などをよく確認しながら、活用できる部分は活用してまいります。また、防犯上の観点から、開放する区域については下刈り等の管理を適切に行ってまいります。	無
28		4	新たな歩道の樹木に関しては、シンボルツリーになるような樹木以外は、原則、伐採でいいと考えています。森や林は伐根しなければ、必ず再生します。 例えば、以下のような文言でいかがでしょうか？ 「健全な状態の高木などのシンボルツリーとなり得る既存樹木のある場合には、そのシンボル性と、歩道としての利便性を十分に検討して、伐採の可否を決める。」		ご意見を踏まえ、P4 2.1の「(2)各ゾーン共通の整備方針」の「<歩道>」の2行目を「健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存樹木がある場合は、そのシンボル性と歩道の利便性を考慮して保全の可否を検討し、保全する場合は幅員を狭めたり…」に修正します。	有

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
29	(2)各ゾーン 共通の 整備方針	4	けやき並木の電線の地中化ができると景観が良くなる。特に紅葉の頃は落ち葉道の色どりがすばらしい。雨水はけの問題がなければはかない方がよい。	P4 2.1の「(2)各ゾーン共通の整備方針」に記載したとおり、低コストな技術が開発された場合、歩道の整備に合わせて公園通りの無電柱化を検討してまいります。	無
30		4	けやき並木の景観向上のために電線地中化は必須である。モデルケースとして実現させること。		無
31		4	電線地中化にすること。		無
32	(3)各ゾーンの 整備方針 ①Aゾーン	4	市役所前の広場はこのままで広さを保つ。	市役所前広場は、P4 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「①Aゾーン」の整備方針に記載したとおり、現状を活かしつつ、小規模なイベントが開催できる空間としてまいります。	無
33		4	ハローワーク側には高木などを植えて木陰を確保し、人びとが休めるベンチの設置を行う。	P4 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「①Aゾーン」に記載したとおり、ハローワークとの境界部には植栽帯を設け、休憩できる空間を設けます。いただいたご意見は、設計段階の検討の際に考慮してまいります。	無
34		4	ハローワーク側には高木を植えて、休憩できるベンチの設置する。		無
35		4	市役所前広場は、コンクリートを撤去し土の広場とする。「植栽帯を設け、花や緑を楽しみながら…」とあるが、花壇的にしたりつつじの植え込みなどではなく、人々が木蔭でくつろげるようベンチなどを置くことで十分である。また、木陰を作るために樹木の補充が必要。		無
36		4	Aゾーンの既存コンクリート舗装の扱いについては、剥がすことを基本とし、コンクリートの状況を市民と一緒に現場を見て一部残すか判断する。スケボーなどの利活用の判断。	既存のコンクリート舗装面については、劣化が進んでいる場所もあることから、現地の状態をよく確認しながら、安全面に配慮し、撤去または活用を考えてまいります。	無
37		4	Aゾーンの既存コンクリート舗装は剥がすことを基本とし、コンクリートの状況を市民と一緒に現場確認後判断する。		無
38		4	トイレはバリアフリーの新しいのに作り直して欲しい。ついでにハローワークと市役所間のフェンスは撤去はむずかしいでしょうか。オリンピックを意識して見栄に拘ることがないよう切望します。	ハローワークと市役所間のフェンスについて、市役所前広場として開放する部分に関しては、P4 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「①Aゾーン」の整備方針に記載したとおり、イベント時に市役所前駐車場とも連携が図れる空間としていくため、必要に応じフェンスの撤去も検討してまいります。 市役所前のトイレについては、ご意見を所管課に伝え、今後の管理の参考とさせていただきます。	無
39	4	既存トイレの扱い。古くて狭くて清潔感が心配。できれば新位置に新しいトイレの設置を望む。また、市役所との境界フェンスとの段差などの解消を図ること。	無		

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無	
40	(3)各ゾーンの整備方針 ①Aゾーン	4	市役所前の櫨周りは出来るだけ現在のままで保存してください。経費の点でも大変ですのでそのままが良いです。トイレもきれいに使いそのままが良いです。	市役所駐車場や築山、ケヤキなどの市役所の区域については、市役所として使用する間は現状を維持する予定です。将来、市役所の機能が移転することが決まった際などに、当該区間の整備のあり方について検討することを考えています。	無	
41		4	市役所前の築山と櫨はできれば残して、まわりの植栽を移動し、池への階段までをフラットな通行帯にしたい。		無	
42		4	既存トイレは新位置に新しいトイレの設置を望みます。		市役所前のトイレについては、ご意見を所管課に伝え、今後の管理の参考とさせていただきます。	無
43		4	市役所駐車場までシンボルロードを延伸計画についての実現性の見通しを早期に検討すべきである。Aゾーンとの取り合いも含めて。		市役所駐車場部分については、市役所が現在の位置にある間は現状のまま駐車場として利用いたします。	無
44		4	電気自動車用の充電装置など駐車場との関係をどのように整備するのか示してほしい。		市役所駐車場部分は、シンボルロード整備基本計画の対象範囲に含めておらず、当面現状を維持する予定です。	無
45	(3)各ゾーンの整備方針 ②Bゾーン	5	「下刈りを行うとともに…」樹木だけの林は無味乾燥。下草や中木もすべて伐採ではなく、生態系や草木の環境に配慮して整備する。	Bゾーンの樹林地は比較的樹木密度が低いことから、P5 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「②Bゾーン」の「<全体>」に記載したとおり、木漏れ日の差す明るい樹林を形成し、下草を適切に管理し、市民が林内を散策できる環境を整えていきたいと考えています。一方、Cゾーンについては樹木密度の高い現状を活かし、下草や中木なども生態系に配慮した管理をしていくことを想定しています。そのようにして多様な樹林地の環境を残すことが、基地跡地全体の生物多様性の確保に寄与すると考えています。	無	
46		5	北口広場は、駅から来てロードへの入り口になると思うので案内所や簡単な事務所棟があるとよい。	北口広場は道路法に基づく道路として用地を取得する区域に該当するため、建物を建てるできません。案内所や事務所機能を持つ施設の整備については、公園整備基本計画の検討の中で考慮してまいります。	無	
47		5	北口広場は、市役所広場と同様であまり人工的な造り方をしない。ゲート的な位置づけとするなら、市民にアイデアを募るのもよいのでは。(例えば橋の欄干に埋め込んでいる子どもの絵のタイルなど)	北口広場の内容は、平成29年度に進める設計段階でさらに具体的に検討します。ご意見は、その検討の際に考慮してまいります。	無	
48		5	中央広場については、いろいろ意見があるかと思いますが、思い切って樹木を伐採して、広場を確保する方に賛成します。各種のアイデアで街の賑わいが創出できることを期待しています。	P5 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「②Bゾーン」の整備方針に記載したとおり、市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、一定の広さを確保した上で、市民の皆様と活用を図っていきたいと考えています。	無	

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
49	(3)各ゾーンの整備方針 ②Bゾーン	5	中央広場が東園路まで拡張されることで、多くの木が伐採されるのではと危惧しています。そこまでして広くする必要はあるのでしょうか。イベントなら朝霞の森で開催できます。広い空間ができるということは、市民が望む緑陰が減るということです。	中央広場は、シンボルロード全体のにぎわい創出拠点となる広場と考えており、関係機関等へのヒアリングから把握された彩夏祭時に分散しているイベントスペースの集約や飲食・休憩スペースの設置、現在公共施設等で開催されている各種イベントの拡充には、比較的規模の大きなイベントに活用できる広さが必要と考えております。また、他自治体の広場とその活用事例などから、広場や周辺の植栽帯等を含め5,000㎡程度の空間が求められ、現状の臨時駐車場のスペースだけでは十分な利活用が難しいと考えています。さらに、アスファルトの隙間から生えた木は生長に限界があり、将来的に倒木の危険等もあります。そのため、朝霞の森との役割分担を考えながら、P5 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「②Bゾーン」の整備方針に記載したとおり、市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、一定の広さを確保した上で市民の皆様と活用を図っていきたくと考えています。 舗装、植栽についてのご意見は、具体的な設計・デザインの検討を行う際に考慮してまいります。また、朝霞市基地跡地・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会において意見をいただきながら、設計を進めてまいります。	無
50		5	中央広場に5,000㎡もの広さは必要ない。大きなイベントをしたいなら朝霞の森が使える。また、広く取りすぎると森の小径がCゾーンとつながらなくなる。現在の駐車場分の広さでよい。駐車場北側の舗装ははがす。仮設スタンドは設置してほしくないし必要ない。仮設コンテナについては、商工会などコンテナを利用する人たちと十分話し合っ活用の見通しがたわでからの設置でよいと思う。デッキテラスも同じ。どの広場も芝生は植えない。朝霞の森のような野草でよい。		無
51		5	中央広場のあり方について ① 面積が広い。現状の仮設駐車場の面積があれば十分である。広場が大きすぎると緑道としての価値が下がってしまう。大きなイベントは「朝霞の森」の広大な広場を活用すればよい。アメ車が300台近くも収容できる。 ②既設樹木は中木も含め、極力切らずに残す工夫を行う。アスファルト舗装の剥がし方を工夫する。全部剥がさず、一部残しもありではないか。 ③新設される歩道沿いに木陰で人々が休めるような高・中木の樹木を植える。 ④広場は芝生ではなく自然の野草が良い。朝霞の森方式で。 ⑤デッキテラスの必要性については利活用の頻度も不明であり、どの程度市民が望んでいるか。設置については、大きさや仕様など人によってさまざまな思惑があり、丁寧な検討が必要である。コンテナ設置についても同じ。		無
52		5	中央広場の在り方について ① 面積が広い。現状の仮設駐車場の面積があれば十分と思う。大きなイベントは「朝霞の森」広場を利用。 ② 既設樹木は極力切らずに残す工夫を行う。 ③ 新設される歩道は人々が休めるような高・中木の樹木を植える。 ④ 広場は芝生は植えず自然の野草にする。	無	

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
53	(3)各ゾーンの整備方針 ②Bゾーン	5	中央広場は5,000㎡必要とは思えない。恒久的な施設を最初から作るのではなく、又、舞台を作るのではなく、必要なら「朝霞の森」のイベントのように必要な時にビールのかごを台にして板をならべ作れば良い。要望が出てきたら、シンボルロード「運営会議」等とが、話し合い工夫する。 広場予定地にある樹木、草々を残す。多くの人々が遊び出せば、歩いて作業していく中で草は踏みしだかれ平地になるのではないか。	中央広場は、シンボルロード全体のにぎわい創出拠点となる広場と考えており、関係機関等へのヒアリングから把握された彩夏祭時に分散しているイベントスペースの集約や飲食・休憩スペースの設置、現在公共施設等で開催されている各種イベントの拡充には、比較的規模の大きなイベントに活用できる広さが必要と考えております。また、他自治体の広場とその活用事例から、広場や周辺の植栽帯等を含め5,000㎡程度の空間が求められ、現状の臨時駐車場のスペースだけでは十分な利活用が難しいと考えています。さらに、アスファルトの隙間から生えた木は生長に限界があり、将来的に倒木の危険等もあります。そのため、朝霞の森との役割分担を考えながら、P5 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「②Bゾーン」の整備方針に記載したとおり、市民が日常的に集えるのにぎわい創出の拠点としていくため、一定の広さを確保した上で日常はベンチとして利用できるデッキテラスを設置し、市民の皆様と活用を図っていきたくと考えています。	無
54		5	中央広場は今の駐車場の広さのままで良い。芝生も不要。野草のまま良い。デッキテラスとやらも不要。ここでかなりの経費を要するのはどんなものでしょうか。 現在以上に木を切る必要もない。イベントの為に朝霞の森を使えば十分良い。将来残りの跡地利用の実現の際に声を聴いて考えればよいのではと強く強く思います。		無
55		5	中央広場は、都会的なモダンでセンスのある、その上で広がりのある場所に。 南口広場は、ちょっと一息、お休み処風に。 途中のコンクリートの部分も含めて、道路部分と広場部分は超都会的な場所にするによって、次に提案するジャングル部分が生きてきます。	中央広場、南口広場、歩道については、具体的な設計・デザインを平成29年度に行う予定であり、その検討の際に考慮してまいります。	無
56	(3)各ゾーンの整備方針 ③Cゾーン	6	小径づくりは、「朝霞の森の真ん中の草地部分は、子どもと親達が草を刈って進み、迷路を作った」やり方にする。人が歩いて自然に作る。場所によってはその上にウッドチップを。	P6 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「③Cゾーン」の「<森の小道>」に記載したとおり、森の小道は、初めから整備するのではなく、利用者の通行によって自然発生的に形成された通路に対し、必要に応じてウッドチップ等を敷設するなどしてまいります。	無
57		6	下草刈り、中本の伐採は必要最小限度に抑える。野草も自然を生かした特徴あるシンボルロードに大切な役割を持つ。	Cゾーンについては、現状を活かしつつ、市民の皆様と使いながら今後の整備を考えてまいります。	無
58		6	空間機能だけで特別なものを設置する必要はないと思う。		無
59	2.2 整備事業の 進め方	7	3期に分けた整備スケジュールが示されていますが、①国からの権原の移管、②道路区域の変更（または供用）それぞれについて、スケジュールを教えてください。	国からの権原の移管、道路区域への変更は今後の調整事項となりますが、2020年までに供用する範囲の権原取得については、特に支障はないものと考えています。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
60	2.2 整備事業の 進め方	7	Cゾーンまで2020年までに開放してほしい。Cゾーンのみ歩道脇にフェンスを新設するのは無駄だと思う。東園路までBゾーンまで開放すればフェンスの設置は必要ない。広場の工事を見直せばCゾーンまでの開放は可能だと思う。	Cゾーンについては、土壤汚染対策について国との協議中であり、対策の実施方法が未定であることから、早期の開放は困難であり、整備の優先順位を低く考えざるを得ないため、第3期整備プランに位置づけています。今後の国との協議の進展に合わせて、供用時期について、必要に応じて見直しを図りたいと考えます。	無
61		7	東園路までの解放は時期を繰り上げて早期の実現が図れるととてもよいです。	Cゾーンの東園路までの整備については、土壤汚染区域があることや東京都水道局による立坑工事の完了が2020年以降になることから、第1期整備の中で開放することは難しいと考えています。 P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、東園路については、第2期整備の中で2025年ごろの供用を目標に進めてまいります。	無
62		7	東園路までの解放はとても評価できる計画である。早期の利用実現を望む。		無
63		7	東園路の解放を1期工事に含め、早期利用を実現すること。		無
64		7	東園路までの解放は早期利用実現すること。		無
65		7	東園路の解放を1期工事に実施すること。		無
66		7	2期、3期工事の供用時期、整備内容は、公園整備との整合性も考慮し、柔軟な対応が必要。		P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、第2期及び第3期の供用時期、整備内容については、平成29年度に見直しを進める公園部分の整備基本計画における、公園整備の優先順の検討内容に応じて再度調整を図ります。
67		7	朝霞の森とつながり北園路と、北口広場と朝霞の森をつなぐ園路の早い開放を！朝霞の森に来る人がシンボルロードの整備への関心を持つだろう。駅方面や昼食所、カフェ利用等につながり易いと思われる。	P8 2.2の「(2)各段階における整備の進め方」の「①第1期整備プラン（～2020）」に記載したとおり、北園路及び北口広場と朝霞の森をつなぐ園路については、第1期整備の中で実現を目指してまいります。ただし、北園路の整備については、P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、土壤汚染対策の実施主体、実施方法、管理範囲や管理方法等について国との協議を要することから、できる限り早期の実現を目指し、国との協議に努めます。	無
68		7	段階的に整備を進めることは妥当と思いますが、第1期整備が順調に進むようなら、公園の東園路の開放についての前倒しも視野に入れて下さい。	東園路については、Cゾーンに土壤汚染区域があること、Cゾーン西側の公園区域を早期に開放することが難しい状況であることから、P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、東園路については、第2期整備の中で2025年ごろの供用を目標に進めてまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
69	2.2 整備事業の 進め方	7	北園路の解放が1期工事に繰り上がったことは評価できる。早期の利用開始を強く望む。	P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、北園路については、できる限り早期の実現を目指し、土壌汚染対策の実施主体、実施方法、管理範囲や管理方法等について国との協議に努めますが、協議結果や進捗状況によっては目標とする供用時期が遅れる可能性があります。	無
70		7	北園路の解放を1期工事で実施すること。		無
71		7	全体の整備方針は、この通りでいいと思いますが、北園路の開放を是非とも目指して下さい。		無
72		7	1期工事の中に入れられるものは、2期工事のものも入れて、シンボルロードとしての形と見通しをつける。	P7 2.2の「(1)全体の考え方」に記載したとおり、段階的に整備を進めてまいります。なお、第2期整備は、2025年ごろの供用を目標に進めてまいります。	無
73		7	2期工事とされている土壌汚染のない「使いながら育てる場」については1期工事に繰り上げること。		無
74		8	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備案はとても良いです。	P8 2.2の「(2)各段階における整備の進め方」の「①第1期整備プラン（～2020）」に記載したとおり、北口広場と朝霞の森をつなぐ園路については、第1期整備の中で実現を目指してまいります。	無
75		8	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備は大変良い計画です。この園路と市道643号線間の緑地の解放も同時に実現したい。	P8 2.2の「(2)各段階における整備の進め方」の「①第1期整備プラン（～2020）」に記載したとおり、北口広場と朝霞の森をつなぐ園路については、第1期整備の中で実現を目指してまいります。 北口広場と朝霞の森をつなぐ園路と市道643号線間の緑地については、第2期整備の中で、早期の開放を検討してまいります。	無
76		8	北口広場と朝霞の森を結ぶ園路の整備は実施して、市道643号線間の緑地の解放もしてください。		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
77	3. シンボルロードにおける安全対策について	14	<p>朝霞の森で分かるように自己責任は大事であって、子供のうちの経験があれば大人になってからの危険察知能力が高まると思います。</p> <p>どんなに気を付けても不審者は現れますから、人の目が大事です。多くの人に来てくれるようにすることが一番です。</p> <p>最低限、枯れ木、枯れ枝、落ちてきそうなものの危険は取り除く必要はありますが、見通しのために多くの樹木を切ってしまうと、日当たりや風の通りなどにより、残すべき樹木にも悪い影響が出るのではないのでしょうか。この森の樹木を守ることが、市内の湧水を守ることに繋がると思います。</p> <p>倒木や雑草、下枝などは、整備してしまうと、木の根元まで踏み込んでしまい、樹木にも良くないのではないかと思います。樹木の生えていない所を利用して、小さなイベントができるようにして、人を呼び込むようにすればよいと思います。広めのところには、大きなテントやかまぼこ型の休憩所などがあると使い勝手がよくなると思います。</p> <p>どうしても入ってはいけない所には、張りぼてでも良いので、熊やイノシシ、ウサギ、猿、タヌキ、リスなどの動物を置いて、危険を知らせるようにすれば、それに出会うという楽しみ方もできます。</p>	<p>P14 3.4(1)の「①防犯の考え方」に記載したとおり、防犯上、一定の見通しを確保するため、視線を遮る樹木、下草については除去する必要があると考えています。平成29年度に現地に入って、専門家の意見を伺いながら具体的に伐採する樹木、残す樹木を考えてまいります。</p> <p>また、P6 2.1の「(3)各ゾーンの整備方針」の「③Cゾーン」の整備方針に記載したとおり、建物跡地等、樹木のあまり生えていない部分については、不良樹木等を除去した上で、市民協働で用途を考え、使いながら今後の整備を考えてまいります。</p> <p>立ち入ってはいけない場所の示し方のアイデアは、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>	無
78		14	<p>利用市民の安全については、出来るだけのことはして自己責任の教育も兼ねる。他の公園との整合性もあるでしょう。市民を守ることも大切ですが市民の自覚も向上させたいものです。</p>	<p>P14 3.4の「(1)防犯に関する基本的な考え方」に記載したとおり、シンボルロードを安心して利用できるよう、警察署の意見も伺いながら、必要な防犯対策を進めるとともに、市民にシンボルロードや公園を安全に利用していただくための普及啓発に努めてまいります。</p>	無
79	市民協働について	—	<p>シンボルロード整備計画段階から「運営会議」（市、市民、専門家）が必要。整備工事として仕事を中心なので多方面の人が加わる方式を考える。</p>	<p>シンボルロード整備基本計画（案）の作成にあたり、市民、関係機関、市内の小中学校及び高校の児童生徒からシンボルロードの整備・利活用に対するヒアリングを行い、様々な提案を整備基本計画（案）に反映するよう努めてまいりました。このような取組を、整備、管理運営への市民参加に発展させていくことは重要だと考えており、ご提案いただいた運営会議等の組織が、ふさわしいかなどを含め、検討してまいります。</p>	無
80		—	<p>維持管理につきましては使用開始前に市民と市とで協議してしっかりした組織のものを立ち上げることが、肝要かと強く思います。</p>		無
81		—	<p>供用開始前に市民中心に維持管理等について協議を開始する組織体の立ち上げを行うこと。</p>		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
82	市民協働について	—	<p>整備案策定に当たり、多くの市民、機関、団体、児童、生徒等々から意見をきかれた。それらの人々を建設段階でも活用させて頂く。朝霞市の「まちづくり」への関心につながる。朝霞市への愛着が生まれ、市内のあちこちに関心を持って、家族で市内をめぐり、利用しだしたら、朝霞市のにぎわいと歴史への関心につながるだろう。</p> <p>広場の整備にお金をかけるのは反対である。市民の力を借りて、広場の入口をつくったらどうか。市民に多く関わっていただいて朝霞方式を生み出し、市民が市を愛していることを形に残したい。</p> <p>整備と並行して「運営会議」を立ち上げ、市民が動き出す。土壌汚染地を囲む柵は木や竹をうまく利用し、「運営会議」と相談して、市内の研究者、学者、知識人の力も活用して展示を進めたらどうか。</p>	シンボルロード整備基本計画（案）の作成にあたり、市民、関係機関、市内の小中学校及び高校の児童生徒からシンボルロードの整備・利活用に対するヒアリングを行い、様々な提案を整備基本計画（案）に反映するよう努めてまいりました。このような取組を、整備、管理運営への市民参加に発展させていくことは重要だと考えており、ご提案いただいた運営会議等の組織がふさわしいかなどを含め、検討してまいります。	無
83		—	<p>「札幌の大通公園のように、芸術家が関わったりするのですか？ そうなれば国内外からも人が集まるのでは」ということです。北海道でイサム・ノグチなどの芸術家が参加してまちづくりをしている例があります。もちろん、市民や子どもによるベンチ作りなどで市民が主体となって作ることは大切です。確かに、市民や子どもがベンチ作りなどで参加するのは、市民主体、交流という点では素晴らしいと思います。しかし、予算の制約はあるならば、たとえばコンペ形式などで、芸術家を関与させることも考えられるのではと思います。芸術家の関与というと、ただ作品を展示するのではなく、市民と協働して制作できるような形が望ましいと考えます。</p>		無
84		—	<p>供用開始前に市民中心に維持管理について協議を開始する組織をつくる。</p>		無
85		—	<p>樹木の剪定は市民も参加したい。全て業者に任せるのではなく市民がやれることは市民に委ねる。「公園楽しみ隊」で市民が出来上がった後の整備に参加する仕組みを確立したところがあった。朝霞もその仕組みを研究すれば新しい市民の参加を実現するのではないだろうか。</p>		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
86	市民協働について	—	整備着工前に現地に市民を入れ、一緒に樹木やコンクリートの状態を確認。場所によってはコンクリートをくずせば、大事にしたい木も成長するはず。全てコンクリートがあるからと、コンクリートを芝に伐採しない。南口広場近くの大コンクリートはそのまま残しておいてもおもしろいと思う。	公園・シンボルロードの区域については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により立入が制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 基地時代のコンクリート、アスファルトの舗装面については、劣化が進んでいる場所もあることから、現地の状態をよく確認しながら、安全面に配慮し撤去または活用を考えてまいります。 樹木については、平成29年度に専門家の意見を伺いながら具体的に伐採する樹木、残す樹木を考え、整備工事のなかで市民参加で伐採を試行することを検討してまいります。	無
87		—	市民対象の基地見学を行い、協働の立場から整備基本計画案について現場で確認したい。	公園・シンボルロードの区域については、埼玉県から告示された土壤汚染区域が存在するため、土地を管理する財務省関東財務局により立入が制限されており、市民参加の現地見学会を行うことが困難な状況です。 基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しに関しては、引き続き市民の皆様への情報提供と意見交換会の適時開催に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。	無
88	整備費について	—	福祉の圧縮がある中、シンボルロード整備はできるだけ費用を掛けない工夫が必要だと思う。第1期の整備で広場にかかる経費が大きすぎる。経費の削減の視点でも計画を見直していただきたい。	整備費については、設計段階で精査をさらに進め、コスト削減に努めてまいります。	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
89	公園について	—	<p>朝霞の森と青葉台公園、運動公園とのつながりを強化することも大切だと思います。</p> <p>大きな広野である朝霞の森広場を、有効利用するには有料イベントなど収入につながる行事もできるように関係各所と話し合ってもらいたいと思います。これはシンボルロードや、付属の公園の維持管理費になると思います。</p> <p>青葉台公園については、遊具などを充実させ、基地跡地の森は緑を守ることに徹していくのが良いのではないのでしょうか。</p> <p>運動公園は、スケートボード場やクライミング場などを、徐々に作っていくことによって、若者も集まり、朝霞市の活性化にも繋がると思います。</p> <p>もう一つ大事なことはトイレの問題です。トイレが汚くては、感動がゼロになってしまいます。</p> <p>シンボルロードが朝霞市民だけでなく、近隣市民、県民、都民、発信の仕方によっては全国から来てもらえるような、他にはない、魅力的な場所になるようにと思います。</p> <p>また、ここから市内各所、黒目川、岡、宮戸、根岸台の斜面林、城山公園、わくわく園地などへの緑の繋がりが広がっていくことを期待します。</p>	<p>平成28年3月に改訂した「朝霞市みどりの基本計画」において、「基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯については、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながらレクリエーション、憩い、交流の拠点として一体的な活用を進める」としており、それぞれのつながりを強化しつつ、多面的な利用可能性を検討してまいります。</p> <p>基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」は、国から無償の管理委託を受けている現状では、有料イベント等の収益事業を行うことができませんが、今後、公園として市が用地を取得すれば、ご意見のような活用も可能となります。</p> <p>いただいたご意見については、平成29年度に進める公園整備基本計画の検討の中で考慮してまいります。</p>	無
90	朝霞の森について	—	<p>毎週のように朝霞の森を利用させてもらっています。自然な緑地で子供達をのびのびと遊ばせられるので、是非とも後世にずっと残していただきたいです。</p> <p>要望として、朝霞の森敷地内にトイレ、自販機の設置をお願いします。</p> <p>また、青葉台公園の野球、テニス利用者が朝霞の森駐車場を利用するため休日は駐車場が不足します。市役所だけでなく、税務署の駐車場と消防訓練の敷地も駐車場として解放して欲しいです。</p>	<p>シンボルロード整備基本計画の見直しにあたり実施した関係機関等へのヒアリングや市民意見交換会等においても同様の趣旨のご意見をいただいております。ご意見は平成29年度に見直しを進める公園整備基本計画の検討の中で考慮してまいります。</p> <p>駐車場については、当面の措置として、周辺の駐車場を使わせていただく打診をしていくとともに、来園者に公共交通機関の利用も呼びかけてまいります。</p>	無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
91	朝霞の森について	—	<p>朝霞の森は良いところですが、陽射しを除けたり、雨宿りをすると場所がありません。</p> <p>そこで、「集会所機能があり、雨宿りや日除けができる施設が必要」と考えます。管理事務所やコンテナのような閉じた空間では、交流が促進されないため、なるべく「半透明」な空間が望ましい。雨宿りしたり休んだり、いろいろな人が交流できるスペースが必要であり、完全に箱物にしないほうが良いと考えます。</p> <p>また、スケボー場やドッグランなど、特定の目的の人が使う施設は、フェンスを作り交流を疎外するので反対です。それよりも、みんなが交流しやすい仕組みにしたほうが良いと考えます。スケボー場やバスケットコート、ドッグランのような閉じた空間ではなく、市民と一緒に観戦したり体験できる空間づくり、「半透明」な空間づくりが、市民の公園には必要ではないかと感じました。</p>	<p>シンボルロード整備基本計画の見直しにあたり実施した関係機関等へのヒアリングや市民意見交換会等においても、雨宿りや日除けができる集会所機能または管理所機能を持った施設の必要性に関するご意見をいただいております。ご意見は平成29年度に進める公園整備基本計画の検討の中で考慮してまいります。</p> <p>スケボー場やドッグランといった具体的な施設整備については、市民の皆様の意見を伺いながら、各整備段階で検討してまいります。</p>	無
92	ケヤキ並木について	—	<p>けやき並木がフタバスポーツから郵便局までない。けやき並木を続かせたい。沿道の店舗にも協力していただけないか。</p>	<p>道路上のケヤキの植栽については、歩道の幅員、植栽樹の寸法等、植栽条件、環境をよく把握した上で、対応を検討してまいります。</p>	無
93		—	<p>けやき並木の拡充・整備を行う。フタバスポーツ前から北口広場交差点間及び市道643号線のハローワーク前を対象に。市制50周年記念として繰り上げ実施できないか。</p>		無
94		—	<p>けやき並木の拡充・整備を行う。フタバスポーツ前から北口広場交差点間及び市道643号線のハローワーク前まで。</p>		無
95	基地跡地の樹木管理について	—	<p>基地跡地内のイチヨウや桜などフェンス外に伸びている枝が強剪定され、素敵だった樹形が無残な姿になってしまった。朝霞市が国に要請したのか。人の手が加わらず、見事な自然な樹形を後世に残すよう朝霞市として配慮を望みます。</p>	<p>歩道や車道にはみ出した枝等については、通行の妨げになったり、通行者と接触して事故を起こしたりする恐れがあることから、安全確保のため剪定を含め適切に管理する必要がありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	無
96		—	<p>基地跡地内の銀杏や桜などフェンス外に伸びている枝は切らずに自然な樹木を後世に残すよう朝霞市として配慮すること。</p>		無

No	区分	ページ	意見の内容	市の考え	修正の有無
97	パブリックコメントの手続きについて	—	<p>市民からの貴重な意見を市政に生かすために貴課が景観計画づくり等のパブコメ時に行った、次のことを今回のパブコメでも実施されるようお願いいたします。</p> <p>◆パブコメ提出者には意見と市の考えを整理した資料を郵送して届けること</p> <p>◆パブコメ後に開催される見直し検討委員会においてパブコメ提出者との意見交換の場を設けること</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご意見の提出者に対して、パブリック・コメントの結果（本資料）を送付いたします。</p> <p>今回、パブコメ意見提出者との意見交換の場を設けることはいたしません。今年度も意見交換会など広く市民の皆様のご意見を聴く機会を設けてまいります。</p> <p>なお、パブリック・コメント意見集計結果については、市ホームページのほか、出張所、支所、公民館等において閲覧が可能です。</p>	無
98	生物調査について	—	29年の生物調査の公開をしてほしい。	生物調査は平成29年9月まで実施を予定しています。調査結果については、まとまった段階で公表させていただきます。	無
99	その他	—	青葉台の管理事務所の耐震工事をする。あまり金をかけないで、再利用する。例えば、新しい組織（運営会議のようなもの）の事務所と用具置き場。	いただいたご意見は、今後の青葉台公園の管理の参考とさせていただきます。	無

※「意見の内容」は、提出された意見原文の趣旨を逸脱しないよう配慮の上、事務局が要約を行ったものである。